

厚生労働省告示第四百十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、同法第三十三条第二項第二号及び第四号に掲げる事項を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月十三日

厚生労働大臣 細川 律夫

1 食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の名称の変更

変更後の名称	変更前の名称	変更年月日
一般社団法人日本貨物検査協会	社団法人日本貨物検査協会	平成二十二年二月一日

2 食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の代表者の変更

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更年月日
社団法人徳島県薬剤師会	元木 宏	南 博	平成二十二年四月一日
一般社団法人全日検	藤本 嘉和	伊藤 寿彦	平成二十二年五月二十七日

協会	財団法人兵庫県予防医学	財団法人島根県環境保健	一般財団法人化学物質評価研究機構
松村 陽右	佐藤 充男	細川 幹夫	近藤 雅臣
近藤 武久	田代 收	近藤 雅臣	近藤 雅臣
平成二十二年八月二十六日	平成二十二年七月一日	平成二十二年六月三十日	平成二十二年六月三十日